

報告項目	報告内容
被処分者の氏名又は法人名称	佐藤 啓子
登録番号又は法人番号	00089132
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	行政書士法人佐藤国際法務事務所
事務所所在地	東京都新宿区高田馬場1-32-14 UKビル9F
処分年月日	平成31年3月25日（理事会決議日）
処分内容（種類）	廃業勧告及び7年間の会員権停止 （東京都行政書士会会則第23条第1項第3号）
上記処分をした理由	<p>被処分者は、就労資格証明書交付申請という手続きを申立人に過度で不要な手続きにもかかわらず、強要した可能性が高く、受任したことは明らかに不正な受任行為であり、就労資格証明書の正確な意味を理解していなかったことは専門家としての、資質が欠如しているといわざるを得ない。そればかりか、自身の未熟な手続きにより依頼人に不利益を与えたのにも拘らず、依頼人の請求に全く応じないばかりか、自身のレベルの低さを言葉巧みに正当化している。そのうえ、被処分者が依頼人に必ず署名させている備え付けの依頼書には「料金の返却を理由の如何を問わずに行わない」と書かれており、この文言を盾に取り、依頼人に対して悪用する手口は極めて悪質である。更に平成26年には、申立人を名誉棄損で提訴するという脅迫行為ともとれる暴挙に打って出たのである。敗訴をほぼ確実に予想出来たにも拘らず、損害賠償請求訴訟を一方的に提起することにより、申立人を委縮させ、報酬の返却を諦めさせようとすることは、権利の濫用とさえ思える行為であって、行政書士の品位を著しく貶めたと言ふべきである。</p> <p>以上の理由により、上記処分とする。</p>
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	<p>行政書士法第10条（信用品位保持義務）</p> <p>（その他違反している規則、会則）</p> <p>一、行政書士法施行規則第6条第2項（不正又は不当な手段での依頼の誘致行為の禁止）違反</p> <p>二、同施行規則第7条（すみやかに業務を処理をする義務）違反</p> <p>三、日本行政書士会連合会会則第59条（誠実に業務を行う義務と、行政書士の信用、又は品位を害するような行為の禁止）違反</p> <p>四、同会則60条（業務上必要な知識の習得の義務及び品位の保持）違反</p>